

／ ライフケアサポート情報誌 ／

こもれび

K O M O R E B I

特集

認知症と高齢者の権利擁護

～認知症の方が尊厳を保ち穏やかな生活を送るために～



社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 鹿児島県済生会
済生会鹿児島地域福祉センター

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号
TEL.099-284-8250 FAX.099-284-8252
□ <http://www.saiseikai-kg.jp>

2014

vol.9

AUTUMN

特集

認知症と高齢者の権利擁護

～認知症の方が尊厳を保ち穏やかな生活を送るために

はじめに・・・

わが国では高齢化の進展とともに認知症の人数も増加しており、平成22年度の時点で65歳以上の高齢者の7人に1人程度が認知症状ありと診断されています。本県においても、平成23年10月1日現在における65歳以上の介護保険要介護（要支援）認定者のうち認知症の症状がみられる高齢者は、55,319人で認定者の60.3%を占めています。

認知症は年齢を重ねるほど発症する可能性が高まると言われています。今後も増え続けることが予想されている認知症をご理解いただくための参考資料として、疾患・症状・予防法・相談窓口等について簡単にまとめてみました。

また、認知症の方が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、権利擁護の面から虐待防止・成年後見制度・福祉サービス支援事業の概要について紹介させていただきます。



1.「認知症」ってどんな病気？

「認知症」は老いに伴う病気の一つです。いろいろな原因で脳の細胞が壊れたり働きが悪くなったりしたために、記憶・判断力などさまざまな障害が起こり、生活するうえで社会生活や人間関係の障害などの支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）をいいます。

認知症の疾患として代表的なものは次のとおりです。いくつかの認知症の原因として、異常なタンパク質が脳に溜まることや、脳の神経細胞が壊れることにより発症することが報告されています。

なお、遺伝によるケースは稀ですが、働き盛りの若い世代でも発症するおそれがあり、誰にでも起こりうる病気と言えます。

【認知症の疾患】

疾患名	症状等の特徴
アルツハイマー型	最も多いパターン。記憶障害から始まる場合が多く、他の主な症状としては、段取りが立てられない、気候に合った服が選べない。薬の管理が出来ないなど
脳血管性	脳梗塞や脳出血、脳動脈硬化などによって、一部の神経細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり神経細胞が壊れたりする。記憶障害や言語障害が現れやすく、アルツハイマー型に比べて早いうちから歩行障害も出やすい。
レビー小体型	幻視や筋肉のこわばり(パーキンソン症状)などを伴う。
前頭側頭型	会話中に突然立ち去る、万引きをする、同じ行為を繰り返すなど性格変化と社交性の欠如が現れやすい。

●「加齢によるもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」の違い（一例）

	加齢によるもの忘れ	認知症によるもの忘れ
体験したこと	一部を忘れる 例)朝ごはんのメニュー	すべてを忘れている 例)朝ごはんを食べたこと自体
もの忘れの自覚	ある	ない
探し物に対して	(自分で)努力して見つけようとする	誰かが盗ったなどと、他人のせいにすることがある
日常生活への支障	ない	ある
症状の進行	極めて徐々にしか進行しない	進行する



2. どんな症状がでるの？

認知症には、「中核症状」と「行動・心理症状」のふたつの症状があります。

中核症状

「中核症状」とは脳の神経細胞が壊れることによって直接発生する次のような症状で、周囲で起きている現実を正しく理解できなくなります。

(1) 記憶障害

新しいことを記憶できず、ついさっき聞いたことさえ思い出せなくなります。さらに、病気が進行すれば、以前覚えていたはずの記憶も失われていきます。

(2) 見当識(けんとうしき)障害

まず時間や季節の感覚その後に迷子になったり遠くに歩いて行こうとしたりするようになります。さらに病気が進行すると、自分の年齢や家族などの生死に関する記憶がなくなります。

※「見当識」…現在の年月や時刻、自分がどこにいるかなど基本的な状況を把握すること

(3) 理解・判断力の障害

思考スピードが低下して、二つ以上のことが重なると話している相手がわからなくなるなど考え分けができなくなるほか、些細な変化やいつもと違う出来事で混乱をきたすなどの症状が起こりやすくなります。たとえば、節約を心掛けながら、必要のない高額商品を購入したり、自動販売機や駅の自動改札・銀行のATMなどの前でまごついたりしてしまうようになります。

(4) 実行機能障害

買い物で同じものを購入してしまう。料理を並行して進められないなど、自分で計画を立てられない。予想外の変化に柔軟に対応できないなど、物事をスムーズに進めることがでなくなります。

(5) 感情表現の変化

その場の状況がうまく認識できなくなるため周りの人が予測しない、思いがけない感情の反応を示すようになります。

行動・心理症状

本人がもともと持っている性格や環境、人間関係などさまざまな要因が絡み合って起こる、「不安・焦燥」「うつ状態」「徘徊」「幻覚・妄想」といった心理面・行動面の症状です。

自分の能力の低下を自覚して元気がなくなり引っ込み思案になったり、今まで出来ていたことができなくなって自信を失いうつ状態になってすべてが面倒になったりします。

また、自分のしまい忘れからくる他人への物盗られ妄想や、嫁が家の財産を狙っているといったオーバーな訴えや行動がちぐはぐになって徘徊するなどの行動がみられます。



3. 予防方法は？発症したら治らない？

認知症の大部分を占めるアルツハイマー型や脳血管性認知症は、生活習慣病（高血圧、糖尿病、高脂血症など）との関連があるとされています。例えば、野菜・果物・魚介類の豊富な食事を心掛けたり、定期的な運動習慣を身に付けたりと、**普段からの生活管理が認知症の予防につながる**ことが分かってきました。

また、症状が軽い段階のうちに認知症であることに気づき、適切な治療が受けられれば、薬で認知症の進行を遅らせたり、場合によっては症状を改善したりすることもできます。**早期発見と早期治療によって、高い治療効果が期待**できるのです。認知症の早期発見・早期治療につなげるために、自分自身や家族・同僚、友人など周りの人について「もしかして認知症では」と思われる症状（詳しくは前述）に気づいたら、一人で悩まず専門家などに相談しましょう。主な相談先は次のとおりです。



認知症に関する相談窓口

- **お近くの地域包括支援センター**
- **鹿児島県認知症コールセンター**
認知症の人と家族の会/鹿児島県支部(やすら木会)
〈電話受付〉099-257-3887
(火曜日・水曜日・金曜日 午前10時から午後4時)
- **「認知症介護の相談所」(鹿児島市)**
地域福祉館にて巡回相談(午前10時から午後3時)
問い合わせ先 鹿児島市長寿支援課
〈電話受付〉099-216-1186
- **介護支援会 電話相談**
〈電話受付〉0120-070-608
(月曜日から金曜日 午前10時から午後3時)

4. 家族や周囲はどうしたらいいの？

認知症になる可能性は誰にでもあります。私たちと同様、認知症を患った方々の心情も様々です。また、「認知症の本人は自覚がない」という考えも大きな間違いであり、**最初に症状に気づき、誰より一番不安になって苦しむのは本人**なのです。

認知症の人は理解力が落ちているものの、感情面はとても繊細です。あたたかく見守り適切な援助を受ければ、自分でやれることも増えていくでしょう。**認知症という病気を理解して、さりげなく自然で優しいサポートを心がけ**ましょう。

(出典：政府広報オンライン/暮らしのお役立ち情報)



5. 高齢者の権利擁護

(1) 高齢者の虐待防止

平成18年4月1日より「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律では「高齢者」を65歳以上の者と定義しています。

「高齢者虐待」には次のような行為が該当します。

1. 身体的虐待

養護者や介護施設等の職員が、高齢者の身体に外傷を生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

2. 介護・世話の放棄、放任

養護者や介護施設等の職員が行う高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置。養護者が、養護者以外の同居人による虐待行為を放置するなど、養護を著しく怠ること。介護施設等の職員が、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3. 心理的虐待

養護者や介護施設等の職員が、高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応等、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4. 性的虐待

養護者や介護施設等の職員が、高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

5. 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族若しくは介護施設等の職員が、高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待発見者に通報が義務付けられました。

養護者や介護施設等の職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合、速やかに市町村に通報しなければなりません。重大な危険が生じていない場合も、市町村への通報に努めなければなりません。高齢者虐待により、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、市町村の職員等が高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができるようになりました。

高齢者虐待と思われる事例に気付かれた方は、

長寿支援課 地域包括支援係

TEL:099-216-1186

E-Mail : chouju@city.kagoshima.lg.jp までご連絡ください。



(2)成年後見制度

※成年後見制度とはどんな制度・・・？

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を締結したり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合でも、自分でこれらの事をするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約でもよく判断が出来ずに契約を結んでしまい悪徳商法の被害にあうおそれがあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

※成年後見制度は大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

※「法定後見制度」は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選択できます

類 型	後 見	保 佐	補 助
本人の判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
法定後見人	後見人	保佐人	補助人
申立て時の本人の同意	不要	不要	必要

※成年後見申し立て

家庭裁判所に成年後見の申し立てをすることができる人は、本人のほかに配偶者・四親等内の親族・検察官・市町村長などです。

※成年後見人の選任

成年後見人は本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

成年後見制度に関するお問い合わせ先

●鹿児島家庭裁判所	TEL:099-808-3722
●リーガルサポート鹿児島/司法書士会	TEL:099-251-5822
●権利擁護センターぱあとなあ鹿児島/社会福祉士会	TEL:099-213-4055
●鹿児島県弁護士会	TEL:099-226-3765

(3)福祉サービス利用支援事業

日常生活に不安を抱えた方の自立をお手伝いします

「福祉サービス利用支援事業」は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方々に、契約に基づいて「福祉サービスの利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等の預かりサービス」を提供することにより、住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう支援を行っていく事業です。

※利用できる方

福祉サービス等の利用について自らの判断では、適切な契約や福祉サービス等の利用が困難な高齢者や障害者で、利用支援のための契約内容を理解できる方

※具体的な支援内容

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、助言
- ・福祉サービスを利用したいときの利用手続きや、支払い手続きの手伝い
- ・日常的な金銭の管理や、通帳、印鑑、証書などの書類の預かり

※利用料

- ・相談(無料) ・お手伝い(支援1回につき1,200円)

お問い合わせ先

- 鹿児島県社会福祉協議会/長寿社会推進部
- 鹿児島市社会福祉協議会

TEL:099-257-3875

TEL:099-221-6070

11月11日は「介護の日」

毎年11月11日は「介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進するため、高齢者や障害者等に対する介護に関して、国民への啓発を重点的に実施する日として厚生労働省が「介護の日」と定めています。



認知症サポーターキャラバン

厚生労働省では、「認知症サポーターキャラバン」事業を展開しています。認知症に対する偏見や誤解をなくすとともに、認知症になっても尊厳をもって地域で暮らせるよう「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。

「認知症サポーター」は認知症について正しい知識を持ち、認知症の人と家族を温かく見守る応援者です。家族や友人など周囲の人に、認知症に関する正しい知識を伝えたり、認知症の人と家族の気持ちを理解し、見守り、声掛け、手助けを行います。地域福祉センターには現在約30人の「認知症サポーター」がいます。サポーターは目印に「オレンジリング」を身につけています。



ケアマネジャーの 七つ道具

私達は毎月利用者の状態の確認や、各種手続きのためにご自宅にお伺いします。

訪問に欠かせないケアマネジャーの必需品「ケアマネの七つ道具」をご紹介します。訪問時になるべく荷物を少なくしてコンパクトにしたいと思っています。



1.名刺

2.携帯電話 …… ご利用者といつでも連絡が取れるように24時間持ち歩いています。

3.手帳 …………… スケジュール管理ができるカレンダー付きです。

4.筆記用具

5.朱肉 …………… プランの確認や各種手続き時に押印してもらいます。

6.メジャー …… 居室内の段差などを測定します。

7.資料誌等 …… 介護保険をはじめ各種制度やしくみをわかりやすく説明するための冊子類です。

さあ電話が来ました。では訪問に行ってきます！

指定居宅介護支援センター高喜苑



「国民安全の日」に避難訓練

7月1日の「国民安全の日」に合わせて、地震から火災発生を想定した避難訓練を実施しました。明和分遣隊のほか、西消防署や田上分遣隊などから消防自動車が続々と結集。はしご付消防自動車や救助工作車、救急車まで出動した訓練に入居者の皆様も真剣に取り組んでいただきました。



「笑味(えみ)ちゃん号」がやって来る!

JAグループの運行で7月から毎週木曜日の午前中にやってくる移動販売車「笑味(えみ)ちゃん号」を楽しみにしていらっしゃいます。

生鮮品・デイリー・加工食品・日用雑貨など品揃えも豊富でまさに走るスーパー。

ここでの人気商品はお菓子や果物などのおやつ系だそうです。



「なでしこの杜」モデルルームが出来ました！

本年11月に開設予定のサービス付き高齢者向け住宅「済生会なでしこの杜」のモデルルームが完成しました。(事前にご連絡いただければ見学いただけます。) 現在入居者を募集中です！



お問い合わせは、開設準備室(099-284-8250)まで

済生会物語〈その四〉

関東大震災

大正十二年(一九二三)九月一日。時刻は、午前十一時五十八分四十四秒。地震の規模は、マグニチュード七・九。災害範囲は、東京、神奈川など一府六県におよび、倒壊家屋は四十六万四千九十九戸、罹災者三百万人、死者は九万人を超えた。済生会は、深川・浅草の診療所の焼跡に天幕を張り、臨時救護所を開設した。

テントはアメリカから震災慰問のために急送された紡錘型天幕で、尖端に済生会の会旗撫子の旗が翻っていた。罹災者はこの旗をのぞんで続々と救護所を訪れ、医師も看護婦も寝食を忘れて診療に当たった。臨時診療所は次々に拡張され、東京府下に二十八か所増設される。

九月十三日、済生会本部では臨時役員会が開催され、十か月の予定で「臨時救済事業」を実施することを決議し、東京府に病院五院(千六百五床)、産院二院(二百五床)、乳児院(百五十床)、妊産婦保護所四か所、診療所六か所を設けることとした他、神奈川県に病院三院を設ける等して、新設された施設では、九月から翌年六月までの期間に、患者総数三十二万三千八百八十二人を収容する。

(「済生会物語」堀賢次著から転載)

〈基本理念〉 「救療済生」の済生会精神に則り、福祉に貢献する。

〈基本方針〉

1. 私達は、利用者から信頼され、満足していただける介護・福祉を目指して、常に利用者の立場に立ち、利用者の気持ちになって介護を行います。
2. 私達は、利用者の権利を尊重し、その意思に添えるよう努めます。
3. 私達は、常に利用者の安全に気を配り、安心して介護が受けられるように努力します。
4. 私達は、最新の介護知識や介護技術の習得に研鑽します。
5. 私達は、地域の人々と交流を図り、人々が求めている要望に応えられるよう努力します。

〈利用者の権利〉

1. その人格を尊重される権利があります。
2. 社会的地位・国籍・人種・宗教・性別などにより差別を受けることなく、公正・平等に介護を受ける権利があります。
3. 自分が受けている介護に関するすべての情報について知る権利があります。
4. 自分に関するすべての個人的情報を守ってもらう権利があります。

特別養護老人ホーム 高喜苑

〔介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-284-8253 **FAX** 099-284-8252

訪問入浴センター 高喜苑

〔指定訪問入浴介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-4731 **FAX** 099-283-4733

シルバーフラット武岡台

〔軽費老人ホーム／ケアハウス〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6870 **FAX** 099-283-6871

訪問給食センター 高喜苑

〔鹿児島市委託事業所・配食事業〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-4730 **FAX** 099-283-4732

指定居宅介護支援センター高喜苑

〔指定居宅介護支援事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-4737 **FAX** 099-283-4733

グループホーム武岡5丁目

〔認知症対応型共同生活介護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目16番23号

TEL 099-282-6081 **FAX** 099-283-3533

武岡台デイサービスセンター

〔指定通所介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6880 **FAX** 099-283-6872

グループホーム武岡ハイランド

〔認知症対応型共同生活介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-7231 **FAX** 099-283-7232

ホームヘルプステーション 高喜苑

〔指定訪問介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6875 **FAX** 099-283-6876

なでしこ訪問看護ステーション

〔指定訪問看護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-281-9292 **FAX** 099-283-4733

済生会サポートセンターなでしこ

〔定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-283-6875 **FAX** 099-283-6876

デイサービスセンター 高喜苑

〔認知症対応型通所介護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-284-8254 **FAX** 099-284-8255

編集 後記

施設周りの木々の葉が黄色や赤に色づき、武岡台地にも秋の気配が漂い始めました。
こもれび秋の号をお届けします。今号は「認知症」と「権利擁護」について特集しました。認知症の人と家族が住み慣れた地域で尊厳をもって安心して暮らし続けるためには周囲の理解が不可欠です。地域福祉センターでは、職員や地域の方々を対象とした「認知症サポーター養成講座」の開催を計画しています。